

【令和6年11月改訂版】



What's PTA?

PTA組織と各役員の活動内容

町田市立南第三小学校PTA

改訂版が出るまで大切に保管してください。

PTA活動を始めるにあたって



子どもたちが健康で安全に、また楽しく学校生活が送れるよう、私たち保護者と先生が協力して運営しています。そして、親子ともに親睦が図れるような活動を目標としています。

初めてのこと取り組むのは不安がつきものです。しかし、実際にやってみるとあっという間に1年が過ぎていきます。

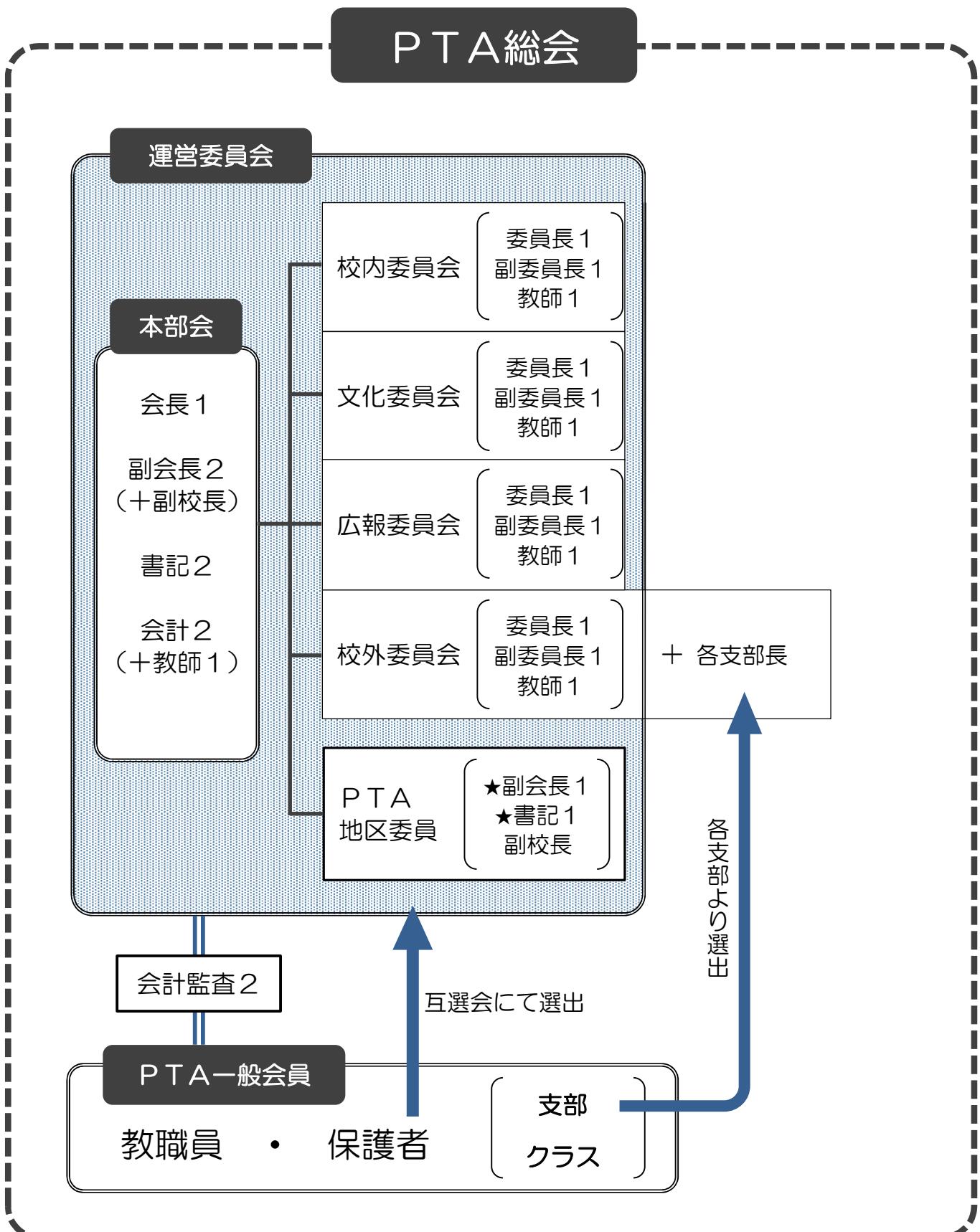
『案ずるより生むが易し』一歩ふみ出す勇気をもって始めてみましょう。新しい仲間ができ、自分にとってプラスになることが沢山あります。

みなさん、一緒にPTA活動を楽しみましょう！

★★★ 目 次 ★★★

PTA組織図	1
南三小のPTA組織	2
本部会役員	3
臨時委員会	5
専門委員会・PTA地区委員	6
クラス委員	8
役員の選出について	9
会計監査	10
お助け隊	11
支部について	12
関連組織について	13

PTA組織図



※役員名の右側は人数を示す。
※★印は南第三地区委員会の役名。

南三小のPTA組織

PTA総会

南三小PTAにおける最高決議機関です。

PTA会員一人ひとりが意見を言える場です。

定期総会：毎年4～5月に開催

前年度の活動報告・決算報告、新年度の役員・活動計画・予算について承認を得る

臨時総会：会長が必要と認めたとき、および会員の3分の2以上の申し出があったときに開くことができる

運営委員会

PTA活動を円滑にすすめるための組織です。

メンバー	本部会役員（会長・副会長・書記・会計） 専門委員会委員長・副委員長（校内・文化・広報・校外） PTA地区委員 ※会議には校長先生・副校長先生も出席されます
役割	1. 運営委員会への出席（年3回程度） 〔PTA活動と運営全般についての協議 各委員会の活動・学校・児童の情報交換、共有など〕 2. PTA総会の準備、実施 3. 運動会・学芸会・展覧会・周年行事や親善球技大会主催 など学校行事の運営と手伝い 4. 各役職が担当する活動内容の推進

本部会

運営委員会および総会など、運営委員会全体で行う活動を円滑に行うための組織です。

役員	会長・副会長・書記・会計
役割	1. 本部会への出席（年4回程度+必要に応じて実施） 〔運営委員会での議案検討、決定 次年度に向けての準備、案作り、引き継ぎ 総会の議事内容決定など〕 2. 運営委員会の司会進行、記録 3. 互選会の準備、実施 4. PTA総会の準備、実施 5. 本部会役員の各担当業務のサポート 6. 専門委員会での議案検討の相談役

本部会役員

免除規定：子供の数に関わらず、任命年度翌年から無期限に役員の候補とならない。

会長

1. PTA総会・互選会の招集
 2. 運営委員会の招集（年3回程度）
 3. 本部会（会長・副会長・書記・会計）の招集（年4回程度）
 4. 文書の校正チェック
 5. 校内外の会議への出席
 - *学校運営協議会（スクールボード協議会）
 - *まちともレコパン運営協議会
- その他出席を求められたものには、原則として出席する
※行事での挨拶は令和4年より無くなりました

副会長

1. 学校からの手伝い依頼の手配
運動会などの学校行事の手順書作成、準備、運営、当日の手伝いなど
2. 運営委員会・PTA総会・互選会での司会進行
3. 会長が出席を求める会議への出席、会長補佐
4. 二十祭まちだお祝いメッセージボードの作成、提出
5. 「子ども安心安全Q&A」の見直し、作成

書 記

1. 運営委員会のレジュメ・議事録作成
2. 「クローバー通信」の作成、発行
3. 役員名簿の作成、役員連絡先の集約、役員経歴の管理
4. 各種文書・マニュアルの作成、印刷
 - * 互選会関連文書
 - * PTA総会関連文書（PTA議案書）
 - * PTA活動内容の改訂（What's PTA?）
 - * 説明会資料、運用マニュアル
 - * その他必要に応じて、お知らせなど
5. 次年度への引き継ぎ段取り、対応
 - * 新役員への連絡窓口など
6. 会長が出席を求める会議への出席、議事録作成
7. 本部会の年間活動スケジュールの管理

会 計

1. PTA会費の管理全般
 - * PTA会費集金の準備、実施、入金
 - * PTA活動費用の出金、担当者へのお渡し
 - * 業者への支払いなど
2. 帳簿・領収証・銀行通帳の管理
3. 決算書・予算書の作成
4. 備品（印刷用紙・印刷機消耗品、共有文具など）在庫管理、注文
5. 卒業・入学祝い品対応
6. 新入生＆転入生セット作成、管理
7. 入校証の配布、回収、在庫管理
8. PTA団体総合保障制度の更新手続きと書類窓口
9. 学年監査
10. 会長が出席を求める会議への出席
11. 会計監査 → P10参照

臨時委員会

免除規定：臨時委員会開設時に、過去の実績に基づき、本部会で免除規定を決定し通知する。

「臨時委員会」とは

周年行事や親善球技大会主催校の年度に設置する委員会
委員会名は担当する行事の名称とする

例：70周年記念行事委員会

活動内容

担当する行事の企画、準備、運営など

専門委員会・PTA地区委員

免除規定：子供の数に関わらず、任命年度翌年から5年間は役員の候補とならない。

校内委員会

1. 児童向けの企画・活動の推進
 - (1) 自転車安全教室（学校主催）の手伝い
 - (2) 給食協議会への参加
 - (3) 学芸会または展覧会の手伝い準備、実施
 - (4) 南三小祭り（3学期）での出店企画、準備、実施
2. 校内委員会の開催（年数回）
3. 本部会から要請された学校行事での手伝い

文化委員会

1. 親・教師向けの研修・教養・懇親などの企画・活動の推進
 - (1) 南地区親善球技大会（2学期）の準備、運営
開催校が開く実行委員会への出席（年1回程度）
参加する選手の募集、練習の連絡など
※主催校の年度あり
 - (2) 給食試食会（2～6年生の保護者対象）の準備、実施
 - (3) 展覧会でのPTA作品の展示
 - (4) 文化交流会の企画、準備、開催
2. 文化委員会の開催（年数回）
3. 学校開放委員会に委員として出席
4. 本部会から要請された学校行事での手伝い

広報委員会

1. 学校・PTAの広報活動の推進
広報誌「かけはし」の発行
*企画、原稿依頼
*学校行事・PTA行事の取材、写真撮影
*原稿作成、編集、校正
*印刷業者との打ち合わせなど
2. 広報委員会の開催（年数回）
3. 本部会から要請された学校行事での手伝い

校外委員会

1. 支部長・地域と協力し、児童の安全を図る企画・活動の推進
(1) 児童の通学に関する安全点検（危険箇所点検）および改善要望
要請書を作成し、市役所・警察署と共に合同点検を実施（隔年）
(2) 支部長会議の実施（年3～4回程度）
情報交換、下校時防犯パトロール、立哨依頼など
(3) 「子ども110番の家」看板設置者の対応、管理
2. 安全マップの作成
3. 本部会から要請された学校行事での手伝い

PTA地区委員

- 南第三地区委員会の役員（副会長・書記）として運営に携わる。→P13参照
1. 南第三地区委員会役員会・定例会への出席（毎月1回19時～）
 2. 担当する活動の企画・推進
*登校時見守り（年1回程度）の実施
*一斉見守り（9月頃）の実施
*おいまほり（10～11月頃）の実施
 3. 南第三地区委員会総会の準備、実施
 4. 本部会から要請された学校行事での手伝い

クラス委員

免除規定：引き受けた学年において翌年から3年間は役員の候補とならない。

ただし、同じ学年に子供が複数在籍する場合は、子供1人につき1回候補対象となる。なお、6年次に引き受けた場合は、在籍するすぐ下の子供の学年において免除期間を引き継ぐことができる。

1. クラスの代表として活動する

(1) 運営委員会からの連絡窓口

- ・保護者会で連絡事項を保護者に伝達する

(2) 保護者からの意見窓口

- ・意見を取りまとめ、本部会へ伝達する

(3) クラス担任との連絡窓口

(4) 南第三小学校緊急連絡網のクラス対応（※現在は中止）

2. クラス活動費の管理

学年やクラスで、親睦を目的とした活動をする際に使用できる費用。

3月の保護者会で、クラス費報告書の内容について各クラスの会員に承認をもらい、クラス費報告書と残金を会計に提出する。

3. 運営委員会から要請された学校行事での手伝い

例：周年行事・親善球技大会主催校の年度など

役員の選出について

運営委員会メンバーの選出方法

前年度中に、1年生～5年生の保護者から選出されます

1. 役員経験および立候補者アンケート用紙を配布
2. アンケート回答に基づき、免除者（注1）を除いた全候補者を選出し、互選会候補対象者通知を配布
3. 役員選出説明会にて立候補者を確定
※役員選出説明会以後、立候補の変更は原則できません
4. 互選会にて全候補者から運営委員会メンバーを選出

クラス委員の選出方法

新年度最初の保護者会で、各クラスから選出をする。

免除規定

1. 運営委員会メンバー

*本部会役員（会長・副会長・書記・会計）

子供の数に関わらず、任命年度翌年から無期限に役員の候補とならない

*専門委員会の委員長・副委員長、PTA地区委員

子供の数に関わらず、任命年度翌年から5年間は役員の候補とならない

2. クラス委員

引き受けた学年において翌年から3年間は役員の候補とならない。ただし、同じ学年に子供が複数在籍する場合は、子供1人につき1回候補対象となる。なお、6年次に引き受けた場合は、在籍するすぐ下の子供の学年において免除期間を引き継ぐことができる。

(注1) *上記免除規定により免除者と認定された方

*妊娠中、または1歳未満の乳児の保護者の方（翌年4月2日時点）

*会長候補者に限り、1年生の第一子の保護者も免除とする

(注2) 本人が希望すれば、免除規定に縛られることなく何度も立候補することができる。同じ役職への再任も可。

(注3) 上記免除規定は令和2年度役員から適用。平成21年度以前の役員経験者は、その役員を受けた学年においては役員の候補とならない。平成22年度から令和元年度までの役員経験者はその年度の免除規定を適用する。

会計監査

「会計監査」とは

運営委員会メンバーやクラス委員から独立した立場で、正しくPTA会費が使用されているかを確認する機関です。

- ・定期総会で立候補者を募ります
- ・立候補者がいない場合は、前任者から推薦をしてもらいます
※例年、前年度の会計経験者に依頼しています
- ・PTA総会の場で、監査役を決定し承認を得ます

活動内容

1. PTA会費集計に立ち合う
2. 年1回以上PTA会費の監査（使用状況の確認）を行う
帳簿・領収証・銀行通帳を突き合わせて、正しく出納が行われていたか確認する
※5月の定期総会に向けて3月下旬に実施
3. PTA総会に出席し、監査結果を報告する

お助け隊（※現在は中止）

「お助け隊」とは

学校や子供に関するお手伝いで、保護者の手助けを必要とする活動について、全世帯の保護者で担当を分け合って取り組む活動です。

担当の決め方・運用

運営委員会メンバー・クラス委員・子ども会の支部長・各支部の地区委員を引き受けていない年に担当します。

1. 前年度中に「お助け隊」として取り組む活動を決定
2. 4月に希望調査用紙を全世帯に配付
3. 活動一覧の中から、各家庭で複数個（3つ程度）の希望を選択し提出
4. 本部会役員で割り振り、できるだけ希望優先とする
※希望調査票の未提出者は、適宜振り分ける
※お助け隊人員が必要数集まらず、実施できない行事がある場合は、
本部会にて人数調整を行う
5. 5月上旬に担当行事をお知らせする
6. 各委員会から行事前に詳細をお知らせする

活動内容

前年度中に、運営委員会で活動内容を決定します。

例：運動会・学芸会・展覧会などの学校行事の手伝い
地区委員会おいもほりの手伝い（10～11月頃）
親善球技大会の手伝い（2学期）など

支部について

「支部」とは

南三小で作った地域組織です。子ども会活動のグループ分けになります。南三小の児童・家庭が、近所同士で普段から交流を持ち、いざというときに助け合うことを目的としています。

現在、学区を住所で分けた8つの支部があり、さらに班分けされています。在学中は、在学の児童・保護者が住所に応じていずれかの支部に所属します。

所属支部について

入学後、各支部より連絡が入ります。学区外からの通学児童・家庭は、家に一番近い支部に所属します。

学区内で引越しをした場合は、引越し先の支部に所属が変わるので、住んでいた支部の班長、または支部長にお知らせください。

活動内容

支部によって活動内容が多少異なります。

- * 下校時パトロール（通年）
- * 立哨（登校時交通安全の旗振り／学期初めに実施）
- * 支部内の通学路安全点検（危険箇所点検）など

役員について

前年度中に、支部長・班長・地区委員をそれぞれの支部で決められた方法で選出します。

支部長	南三小PTA校外委員会の地域部員です。 支部の活動窓口として、以下の活動を行います。 <ul style="list-style-type: none">* 支部長会（年3～4回程度）への出席* 支部内の下校時パトロール、立哨の実施* 通学路安全点検（危険箇所点検）* 「子ども110番の家」看板設置者の地域窓口
班長	支部内の班の窓口となり、支部長や地区委員と協力して活動を行います。 ※班長が支部長を兼任する支部もあります
地区委員	地区委員会定例会に出席し、南第三地区委員会で割り当てられた担当行事に協力します。 地区委員会の役員（幹事）が回ってくる年があります。 ※8支部で持ち回り

関連組織について

町田市青少年健全育成南第三地区委員会 (通称：地区委員会)

「地区委員会」とは

地域の青少年の健全育成を図ることを目的とした地域組織です。

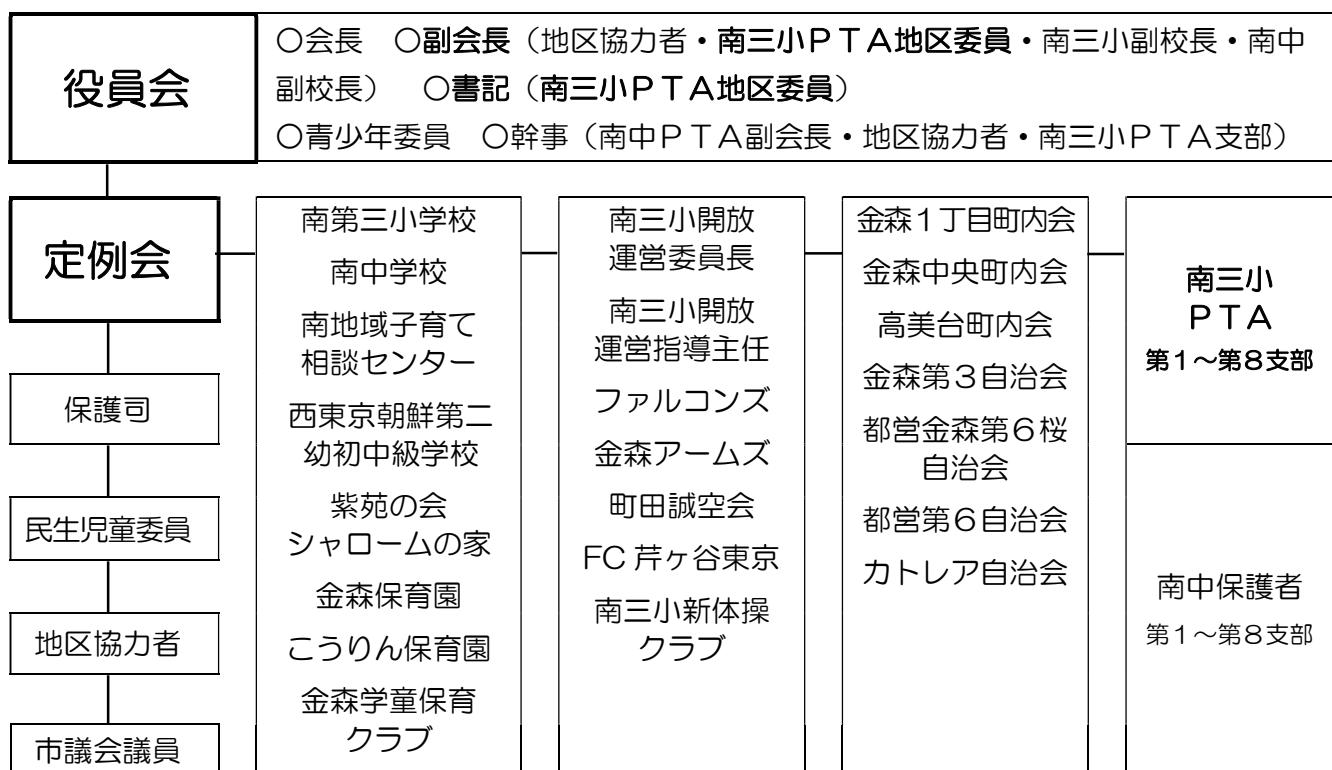
町田市や地域の町内会・自治会の助成を受け、地域の青少年に関わる各種団体の代表が、それぞれの施策について情報交換し、そのつながりを生かしてさまざまな活動を行います。

PTA運営委員と各支部で担当者を選出し、活動に協力しています。

主な活動内容

- * 登校時見守り（年1回程度）の実施
- * おもほり（10～11月頃）の実施
- * 三地区合同小中学生文化・スポーツ交流会の開催（南中部活動体験／12月頃）

南第三地区委員会 構成図

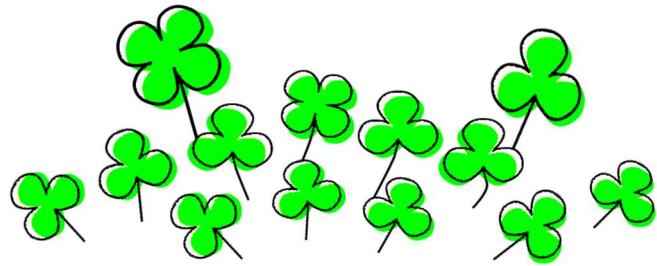


町田市立南第三小学校P T A規約（抜粋）

第1条 この会は、町田市立南第三小学校P T Aと呼び、事務所を
町田市立南第三小学校に置く。

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、学校、家庭、及び社会に
おける児童の正しく健やかな成長に資することを目的とする。

第3条 この会は、町田市立南第三小学校に在学する児童の保護者及び
教職員を以って構成する。



町田市立南第三小学校 P T A

平成 19 年 4 月作成

平成 20 年 4 月改訂

平成 21 年 4 月改訂

平成 22 年 2 月改訂

平成 23 年 4 月改訂

平成 25 年 4 月改訂

平成 26 年 4 月改訂

平成 27 年 4 月改訂

平成 28 年 4 月改訂

平成 29 年 4 月改訂

平成 30 年 4 月改訂

平成 30 年 10 月改訂

令和元年 10 月改訂

令和 2 年 4 月改訂

令和 4 年 9 月改訂

令和 5 年 5 月改訂

令和 5 年 11 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

令和 6 年 11 月改訂